【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年６月５日
【会社名】	不二製油株式会社
【英訳名】	FUJI OIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　清水　洋史
【本店の所在の場所】	大阪府泉佐野市住吉町１番地
【電話番号】	072－463－1081
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 久野 貢
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目５番27号 (住友不動産三田ツインビル西館内)
【電話番号】	03－5418－1850
【事務連絡者氏名】	東京支社業務グループリーダー　大広　雅之
【縦覧に供する場所】	不二製油株式会社東京支社 (東京都港区三田三丁目５番27号(住友不動産三田ツイン　ビル西館内)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、平成27年５月22日開催の取締役会において、平成27年10月１日を予定日として、新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行い持株会社体制へ移行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．新設分割の目的

当社は、「食」の創造を通じて、健康で豊かな生活に貢献することを企業理念とし、油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の事業を日本・アジア・中国・米州・欧州等の地域で展開するとともに、新たな市場の開拓を行っております。当社を取り巻く経営環境は、国内市場が成熟するなか、競争のグローバル化が進み、大きな変革の時期を迎えております。このような経営環境のなか、平成26年4月に中期経営計画「ルネサンス不二2016」を策定し、グローバル経営・技術経営・サステナブル経営の推進を図り、2030年（平成42年）迄に売上高5,000億円、営業利益率10%のグローバル企業になることを目標としております。なお、当社では、中期経営計画策定において、毎年度最新の事業環境変化を折り込んで計画を修正するローリング方式を採用しておりますことから、昨年策定いたしました「ルネサンス不二2016」の内容を一部修正し、2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの3年間を対象期間とする中期経営計画「ルネサンス不二2017」を新たに策定し、その中でグループ成長戦略をより具体化しております。このグループ成長戦略を実現するためには、各地域のニーズに応じた価値創造力を高め、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築し、そのためには、持株会社体制への移行が必須と判断しております。

当社グループが持株会社体制へ移行する目的は、まず、第一に新規事業やM＆Aを含むグループ経営の戦略立案機能を強化し、グループ内経営資源の配分を最適化すること、第二に各地域の状況に応じた価値創造力を発揮させるために、日本・アジア・中国・米州・欧州のグループ各社への権限・責任の委譲による意思決定の迅速化を図り、各地域のニーズに合致した商品・サービスの創造力を高めること、最後に当社グループの成長戦略を担う経営者人材をグループ全体・社外より確保するとともに、グループ全体の変革を推進する次世代のリーダー育成を継続的に実現していくことであります。

当社の持株会社体制への移行方法は、新設分割により、現在展開しております油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の国内事業を担う事業会社（以下「新設会社」という。）を新設し、当該事業を当該新設会社へ分割承継いたします。この結果、当社は各子会社の持株会社として、グループ戦略機能および地域統括会社の管理機能を担い、引き続き上場を継続します。当社は、持株会社体制への移行により、当社グループの企業価値の最大化を図ってまいります。

２．新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

（１）新設分割の方式

当社を分割会社とし、新設する「不二製油株式会社」を承継会社とする新設分割の方法によります。

なお、当社は平成27年６月23日開催予定の定時株主総会で新設分割計画及び定款の一部変更を付議する予定であり、平成27年10月１日付けで商号を「不二製油グループ本社株式会社」へ変更し、あわせて会社の事業目的の変更を行う予定であります。

（２）新設分割に係る割当ての内容

本新設分割に際し、新設会社は発行する2,000株全てを当社に割当てます。

（３）新設分割の日程

新設分割計画書の承認取締役会	平成27年5月22日
新設分割計画書の承認株主総会	平成27年6月23日（予定）
新設分割の期日	平成27年10月1日（予定）

（４）その他の新設分割計画の内容

当社が平成27年５月22日開催の取締役会において承認した新設分割計画の内容は、後記のとおりです。

３．新設分割に係る割当ての内容の算出根拠
　本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、割り当てられる株式数によって当社と新設会社との間の実質的な権利義務関係に差異は生じないことから、割り当てられる株式数を任意に定めることができると認められるため、第三者機関による算定は実施しておりません。新設分割に係る割当ての内容は、完全子会社となる新設会社株式の効率的な管理及び新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

４．新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	不二製油株式会社
本店の所在地	大阪府泉佐野市住吉町１番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長　木本 実
資本金の額	100百万円
純資産の額	67,180百万円（予定）
総資産の額	100,476百万円（予定）
事業内容	油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の事業に関する食品の製造販売

新設分割計画書（写）

　不二製油株式会社（平成27年10月１日付けで「不二製油グループ本社株式会社」に商号変更予定、以下、「当社」という。）は、当社がグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務（第４条第１項に定めるところによる。以下「本件権利義務等」という。）を新たに設立する不二製油株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下「本件分割」という。）を行うことに関し、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第１条　(本件分割)
　当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本計画に基づき、本件権利義務等を、新設会社に承継させる。

第２条　(新設会社の定款記載事項)
１．新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は別紙１記載のとおりとする。
２．新設会社の本店所在地は大阪府泉佐野市住吉町１番地とする。

第３条　(新設会社の設立時役員の氏名)
１．新設会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。
　木本　実、小林　誠、久野　貢、吉田友行、川西幹男、浅田敏文
２．新設会社の設立時監査役は、以下のとおりとする。
　岩朝　央、古城茂穂
３．新設会社の設立時会計監査人は、以下のとおりとする。
　有限責任 あずさ監査法人

第４条　(承継する権利義務等)
１．本件権利義務等は、新設会社の成立の日において当社が本事業に関して有する別紙２記載の権利義務等とする。
２．新設会社が、当社から承継する債務に関しては、重畳的債務引受の方法による。

第５条　(本件分割に際して交付する株式)
新設会社は、当社に対し、本件権利義務等の対価として、普通株式2,000株を発行し、その全部を当社に交付する。

第６条　(新設会社の資本金及び準備金)
新設会社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

（１）資本金	金１億円
（２）資本準備金	金０円
（３）その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第１項に定める株主資本等変動額から前号および前々号に定める合計額を控除した額
（４）利益準備金	金０円

第７条　(新設会社の成立の日)
新設会社の設立の登記をすべき日は、平成27年10月１日とする。但し、当社は、本件分割の手続の進行に応じ必要があるときは、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第８条　(競業避止義務)
当社は、新設会社の成立の日以後においても、本事業について法令（会社法第21条を含む。）によるか否かを問わず、競業避止義務を負わないものとする。

第９条　(事情変更)
本計画作成日から新設会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、本計画を変更又は本件分割を中止することができる。

第10条　(本計画の効力)
本計画は、本件分割の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条　(本計画に定めのない事項)
本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、これを決定する。

平成27年５月22日

大阪府泉佐野市住吉町１番地
不二製油株式会社
代表取締役社長　　清水　洋史

別紙１

定　款

第１章　　総則

（商号）
第１条　当会社は不二製油株式会社と称し、英文ではFUJI OIL CO.,LTD. とする。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．油脂、蛋白及びそれらの副産物の製造、加工及び売買
２．食料品の製造、加工及び売買
３．肥料の製造、加工及び売買
４．飼料の製造、加工及び売買
５．医薬品の製造、加工及び売買

6．前各号の原料並びに製品の輸出入
7．一般食用油脂並びに食用油脂加工品の貿易代理業及び仲介業
8．倉庫業、沿海貨物運輸業、一般区域貨物自動車運送業
9．不動産の売買、賃貸及び管理
10. 損害保険代理業、及び生命保険の募集に関する業務、並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
11. コンピュータ及び周辺機器、ソフトウェアの販売、並びにコンピュータ関連機器による情報処理サービス業
12. 人材育成に関する各種研修の企画、立案及び実施
13. 前各号に附帯、または関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を大阪府泉佐野市に置く。

（公告方法）
第４条　当会社の公告は、官報に掲載する方法によって行う。

（機関）
第５条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
① 取締役会
② 監査役
③ 会計監査人

第２章　　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（基準日）
第８条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(2)前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

（株式取扱規則）
第９条　当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　　株主総会

（招集）

第10条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。株主総会は、大阪府においてこれを招集する。

（株主総会の招集権者および議長）

第11条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(2)株主総会において、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第12条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(2)会社法第309条第２項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第13条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

(2)前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（議事録）

第14条　株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第15条　当会社の取締役は、３名以上15名以内とする。

（取締役の選任）

第16条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(2)取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3)取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第17条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2)増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）

第18条　取締役会の招集権者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則により定める。

（取締役会の招集通知）

第19条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より３日前までに発する。
ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(2)前項の規定にかかわらず、取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（代表取締役および役付取締役）

第20条　当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

(2)代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(3)当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から社長１名を選定し、会長１名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。

（取締役会の決議）

第21条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(2)前項の規定にかかわらず、当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役の責任免除）

第22条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

(2)当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。

（取締役会規則）

第23条　取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第24条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　監査役

（監査役の員数および選任）

第25条　当会社の監査役は４名以内とする。

(2)監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(3)監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第26条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（監査役の報酬等）

第27条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第28条　当会社は、監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。
(2)当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。

第６章　　計算

（事業年度）
第29条　当会社の事業年度は１年とし、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当）
第30条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を支払う。

（中間配当金）
第31条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）をすることができる。

（期末配当金および中間配当金の除斥期間）
第32条　期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満３年経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
(2)未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附　　則

（最初の事業年度）
第１条　当会社の最初の事業年度は、設立の日から平成28年３月31日までとする。

（附則の削除）
第２条　本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

別紙２

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、分割期日において本事業に属する以下の権利義務とする。なお、以下は平成27年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基調としたものであり、実際に承継する権利義務については、同日から分割期日の前日迄の変動を考慮した上で確定する。

１．承継する資産
(1)流動資産
本事業に係る現金及び預金、受取手形、売掛金、商品及び製品、原材料及び貯蔵品、未収入金、前払費用、繰延税金資産、その他流動資産
(2)固定資産
本事業に係る建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具器具及び備品、ソフトウエア、長期前払費用、前払年金費用、国内関係会社株式、長期貸付金、その他固定資産

2．承継する負債

(1)流動負債

本事業に係る買掛金、未払金、短期借入金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他流動負債

(2)固定負債

本事業に係る長期借入金、退職給付引当金、繰延税金負債、その他固定負債

3．承継する雇用契約等

雇用契約等は包括的に新設会社に承継されるものとし、雇用契約等に定められた労働条件もそのまま維持される。

4．承継する契約関係

本事業に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約及びコミットメントライン契約に関してはこの限りではない。

5．承継する知的財産

本事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権及びノウハウ。ただし、不二製油グループ共通のコーポーレートブランドとしての基幹商標及び基幹意匠を除く。

6．許認可等

本件分割の効力発生日時点において、本事業に関する許可、認可、承継、届出、登録等で法令上承継可能なもの。